

議案第93号

大阪市立美術館条例等を廃止する条例案

(大阪市立美術館条例の廃止)

第1条 大阪市立美術館条例(昭和24年大阪市条例第72号)は、廃止する。

(大阪市立東洋陶磁美術館条例の廃止)

第2条 大阪市立東洋陶磁美術館条例(昭和57年大阪市条例第48号)は、廃止する。

(大阪歴史博物館条例の廃止)

第3条 大阪歴史博物館条例(平成13年大阪市条例第60号)は、廃止する。

(大阪市立自然史博物館条例の廃止)

第4条 大阪市立自然史博物館条例(昭和49年大阪市条例第39号)は、廃止する。

(大阪市立科学館条例の廃止)

第5条 大阪市立科学館条例(平成元年大阪市条例第42号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、地方独立行政法人大阪市博物館機構の成立の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前の期間に係る大阪市立美術館、大阪市立東洋陶磁美術館、大阪歴史博物館、大阪市立自然史博物館及び大阪市立科学館の利用料金については、なお従前の例による。

(東洋陶磁美術振興基金条例の廃止)

3 東洋陶磁美術振興基金条例(昭和58年大阪市条例第10号)は、廃止する。

(公の施設の廃止及び独占的利用に関する条例の一部改正)

4 公の施設の廃止及び独占的利用に関する条例(昭和39年大阪市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条中第6号及び第7号を削り、第8号を第6号とし、第9号を削り、第10号を第7号とし、第11号を第8号とする。

平成31年 2月22日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

大阪市立美術館ほか4施設を廃止するため、大阪市立美術館条例ほか4条例を廃止する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 考)

大阪市立美術館条例

(設置及び目的)

第1条 大阪市立美術館（以下「美術館」という。）を大阪市天王寺区茶臼山町に設置する。

2 美術館は、美術及び美術工芸に関する資料の収集、保管及び展示並びにその調査研究及び普及活動を行うとともに、市民の生涯にわたる学習活動を支援することにより、市民の文化と教養の向上及び学術の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第2条 美術館は、前条第2項の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 美術品及び美術工芸品並びに美術及び美術工芸に関する図書、文献、写真、フィルム、図表等（以下これらを「美術館資料」という。）を収集し、保管し、展示し、及び閲覧させること
- (2) 美術及び美術工芸に関する調査研究を行うこと
- (3) 美術及び美術工芸についての講演会、講習会等を開催すること
- (4) 美術及び美術工芸の助長、奨励又は研究のため、美術館の設備を使用させること
- (5) 美術の実技に関する教育を行うこと
- (6) 市民の生涯学習の機会を提供すること
- (7) 美術館資料を貸し出すこと
- (8) 他の美術館、学校、学会その他の国内外の関係機関と連携し、及び協力すること
- (9) その他教育委員会が必要と認める事業

(美術品の寄贈又は寄託)

第3条 美術館は、美術館資料の寄贈又は寄託を受けることができる。

(休館日)

第4条 美術館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後最初に到来する休日以外の日）
- (2) 12月28日から翌年1月4日まで

2 前項の規定にかかわらず、第16条の規定により美術館の管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）は、美術館の設備の補修、点検若しくは整備、天災その他やむを得ない事由があるとき又は美術館の効用を発揮するため必要があるときは、あらかじめ教育委員会の承認を

得て、同項の規定による休館日を変更し、又は臨時の休館日を定めることができる。

3 教育委員会は、前項の承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った内容を公告しなければならない。

(供用時間)

第5条 美術館の供用時間は、午前9時30分から午後5時までとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、美術館の供用時間について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第5条第1項」と、「休館日を変更し、又は臨時の休館日を定める」とあるのは「供用時間を変更する」と、同条第3項中「前項」とあるのは「第5条第2項の規定により読み替えられた第4条第2項」と読み替えるものとする。

(特別研究の許可)

第6条 美術館資料について、特別の研究をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

(貸出しの許可)

第7条 美術館資料の貸出しを受けようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

(入館の制限)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を断り、又は退館させることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をするおそれがある者
- (2) 建物、設備又は展示品を損傷するおそれがある者
- (3) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる物品又は動物を携行する者
- (4) 管理上必要な指示に従わない者
- (5) その他管理上支障があると認める者

(使用の許可)

第9条 別表第1に掲げる美術館の施設（以下「施設」という。）を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

(使用許可の制限)

第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、施設の使用を許可してはならない。

- (1) 公安又は風俗を害するおそれがあるとき
- (2) 建物、設備又は展示品等を損傷するおそれがあるとき
- (3) 管理上支障があるとき
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に

規定する暴力団の利益になるとき

(5) その他不相当と認めるとき

(使用許可の取消し等)

第11条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、施設の使用の許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により第9条の許可（以下「使用許可」という。）を受けたとき
- (2) 前条各号に定める事由が発生したとき
- (3) この条例に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき

(意見の聴取)

第12条 指定管理者は、必要があると認めるときは、第10条第4号に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聴くよう教育委員会に求めるものとする。

- 2 教育委員会は、前項の規定による求めがあったときは、第10条第4号に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聴くことができる。

(利用料金)

第13条 教育委員会は、指定管理者に利用料金（美術館の観覧に係る料金（以下「観覧料」という。）、美術館資料の貸出しに係る料金（以下「貸出料」という。）及び施設の使用に係る料金（以下「施設使用料」という。）をいう。以下同じ。）を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

- 2 美術館を観覧し、美術館資料の貸出し（他の美術館、学校、学会その他の国内外の関係機関との連携及び協力に係るものを除く。）を受け、又は施設を使用しようとする者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第17条第1項に定める小学校就学の始期に達しない者、小学校（これに準ずるものを含む。）の児童及び中学校（これに準ずるものを含む。）の生徒に係る観覧料については、この限りでない。

- 3 利用料金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定める。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 観覧料（特別の展示に係るものを除く。） 1人1回につき別表第2に掲げる金額
- (2) 特別の展示に係る観覧料 特別の展示ごとに教育委員会が定める額
- (3) 貸出料 その都度教育委員会が定める額
- (4) 施設使用料 別表第1に掲げる金額

- 4 教育委員会は、前項の承認（貸出料の額に係るものを除く。）を行ったときは、速やかに当

該承認を行った利用料金の額を公告するものとする。

5 指定管理者は、教育委員会が公益上の必要その他特別の事由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

6 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、既納の利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(1) 災害その他施設の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）の責めに帰すことのできない特別の事由により施設を使用することができなくなったとき

(2) 使用者が施設の使用を開始する前に使用許可の取消しを申し出た場合において、指定管理者がその理由を相当と認めて当該使用許可を取り消したとき

(3) その他教育委員会が特別の事由があると認めるとき

（特別設備）

第14条 使用者は、指定管理者の許可を受け、特別の設備をすることができる。

2 指定管理者は、使用者に対して必要な設備をすることを命ずることができる。

（原状回復）

第15条 使用者が前条の規定により、特別の設備をしたときは、使用后直ちにこれを撤去して、原状に復さなければならない。

（管理の代行）

第16条 美術館の管理については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体（以下「法人等」という。）であつて教育委員会が指定するものに行わせる。

（指定の申請）

第17条 教育委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、美術館の管理を行おうとする法人等を指名し、当該法人等に対し、その旨を通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた法人等は、教育委員会規則で定めるところにより、美術館の管理に関する事業計画書その他教育委員会規則で定める書類を添付した指定管理者指定申請書を教育委員会に提出しなければならない。

（欠格条項）

第18条 次の各号のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができない。

(1) 破産者で復権を得ないもの

(2) 法第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しないもの

(3) その役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

ア 第1号に該当する者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

（指定管理予定者の選定）

第19条 教育委員会は、第17条第2項の規定による申請の内容が次に掲げる基準に適合すると認めるときでなければ、当該申請をした法人等を指定管理者の指定を受けるべきもの（以下「指定管理予定者」という。）として選定してはならない。

(1) 住民の平等な利用が確保されること

(2) 第1条第2項の目的に照らし美術館の効用を十分に発揮するとともに、美術館の管理経費の縮減が図られるものであること

(3) 美術館の管理の業務を安定的に行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること

(4) 前3号に掲げるもののほか、美術館の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと

（指定管理者の指定等の公告）

第20条 教育委員会は、指定管理予定者を指定管理者に指定したときは、その旨を公告するものとする。法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は美術館の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

（業務の範囲）

第21条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 第2条各号に掲げる美術館の事業の実施に関すること

(2) 建物及び設備の維持保全に関すること

(3) その他美術館の管理に関すること

（損害の賠償及び事故の責任）

第22条 美術館に入館する者が建物、設備又は展示品等を損傷又は滅失したときは、教育委員会の定めるところに従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 使用者は、使用に関して生じた一切の事故につき、その責めを負うものとする。

（施行の細目）

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、昭和28年4月1日から施行する。

別表第1（第9条、第13条関係）

種別	施設使用料
展覧会室	1室1日につき 30,000円
展覧会事務室	1室1日につき 3,000円
特別室	1室1日につき 5,000円
講堂	1室1日につき 5,000円
その他の館内及び構内地	1平方メートル1日につき 10円

別表第2（第13条関係）

区分	観覧料	団体（20人以上）観覧料
高等学校、高等専門学校、大学及びこれらに準ずる教育施設に在学する者	200円	100円
その他の者	300円	150円

大阪市立東洋陶磁美術館条例

（設 置）

第1条 大阪市立東洋陶磁美術館（以下「美術館」という。）を大阪市北区中之島1丁目に設置する。

（目 的）

第2条 美術館は、東洋陶磁その他これに関する資料の収集、保管及び展示並びにその調査研究及び普及活動を行うとともに、市民の生涯にわたる学習活動を支援することにより、市民の文化と教養の向上及び学術の発展に寄与することを目的とする。

（事 業）

第3条 美術館は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 東洋陶磁及びこれに関する図書、文献、図表、写真、フィルム等（以下これらを「美術館資料」という。）を収集し、保管し、展示し、及び閲覧させること
- (2) 東洋陶磁に関する調査研究を行うこと
- (3) 東洋陶磁に関する講演会、講習会、研究会等を開催すること

- (4) 市民の生涯学習の機会を提供すること
- (5) 美術館資料を貸し出すこと
- (6) 他の美術館、学校、学会その他の国内外の関係機関と連携し、及び協力すること
- (7) その他教育委員会が必要と認める事業

(美術館資料の寄贈又は寄託)

第4条 美術館は、美術館資料の寄贈又は寄託を受けることができる。

(休館日)

第5条 美術館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後最初に到来する休日以外の日）

(2) 12月28日から翌年1月4日まで

2 前項の規定にかかわらず、第11条の規定により美術館の管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）は、美術館の設備の補修、点検若しくは整備、天災その他やむを得ない事由があるとき又は美術館の効用を発揮するため必要があるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、同項の規定による休館日を変更し、又は臨時の休館日を定めることができる。

3 教育委員会は、前項の承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った内容を公告しなければならない。

(供用時間)

第6条 美術館の供用時間は、午前9時30分から午後5時までとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、美術館の供用時間について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第6条第1項」と、「休館日を変更し、又は臨時の休館日を定める」とあるのは「供用時間を変更する」と、同条第3項中「前項」とあるのは「第6条第2項の規定により読み替えられた第5条第2項」と読み替えるものとする。

(特別研究の許可)

第7条 美術館資料について、特別の研究をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

(貸出しの許可)

第8条 美術館資料の貸出しを受けようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

(入館の制限)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を断り、又は退館させることができる。

(1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をするおそれがある者

- (2) 建物、設備又は展示品を損傷するおそれがある者
- (3) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる物品又は動物を携行する者
- (4) 管理上必要な指示に従わない者
- (5) その他管理上支障があると認める者

(利用料金)

第10条 教育委員会は、指定管理者に利用料金（美術館の観覧に係る料金（以下「観覧料」という。）及び美術館資料の貸出しに係る料金（以下「貸出料」という。）をいう。以下同じ。）を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 美術館を観覧し、又は美術館資料の貸出し（他の美術館、学校、学会その他の国内外の関係機関との連携及び協力に係るものを除く。）を受けようとする者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第17条第1項に定める小学校就学の始期に達しない者、小学校（これに準ずるものを含む。）の児童及び中学校（これに準ずるものを含む。）の生徒に係る観覧料については、この限りでない。

3 利用料金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定める。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 観覧料（特別の展示に係るものを除く。） 1人1回につき別表に掲げる金額
- (2) 特別の展示に係る観覧料 特別の展示ごとに教育委員会が定める額
- (3) 貸出料 その都度教育委員会が定める額

4 教育委員会は、前項の承認（貸出料の額に係るものを除く。）を行ったときは、速やかに当該承認を行った利用料金の額を公告するものとする。

5 指定管理者は、教育委員会が公益上の必要その他特別の事由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

6 指定管理者は、教育委員会が特別の事由があると認めるときは、既納の利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(管理の代行)

第11条 美術館の管理については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって教育委員会が指定するものに行わせる。

(指定の申請)

第12条 教育委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、美術館の管理を行おうとする法

人等を指名し、当該法人等に対し、その旨を通知しなければならない。

- 2 前項の規定による通知を受けた法人等は、教育委員会規則で定めるところにより、美術館の管理に関する事業計画書その他教育委員会規則で定める書類を添付した指定管理者指定申請書を教育委員会に提出しなければならない。

(欠格条項)

第13条 次の各号のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができない。

- (1) 破産者で復権を得ないもの
- (2) 法第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しないもの
- (3) その役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
 - ア 第1号に該当する者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

(指定管理予定者の選定)

第14条 教育委員会は、第12条第2項の規定による申請の内容が次に掲げる基準に適合すると認めるときでなければ、当該申請をした法人等を指定管理者の指定を受けるべきもの（以下「指定管理予定者」という。）として選定してはならない。

- (1) 住民の平等な利用が確保されること
- (2) 第2条の目的に照らし美術館の効用を十分に発揮するとともに、美術館の管理経費の縮減が図られるものであること
- (3) 美術館の管理の業務を安定的に行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、美術館の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと

(指定管理者の指定等の公告)

第15条 教育委員会は、指定管理予定者を指定管理者に指定したときは、その旨を公告しなければならない。法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は美術館の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(業務の範囲)

第16条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第3条各号に掲げる美術館の事業の実施に関すること

(2) 建物及び設備の維持保全に関すること

(3) その他美術館の管理に関すること

(施行の細目)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

別表（第10条関係）

区分	観覧料	団体（20人以上）観覧料
高等学校、高等専門学校、大学及びこれらに準ずる教育施設に在学する者	300円	250円
その他の者	500円	400円

大阪歴史博物館条例

(設 置)

第1条 大阪歴史博物館（以下「博物館」という。）を大阪市中央区大手前4丁目に設置する。

(目 的)

第2条 博物館は、大阪の歴史及び文化に関する資料の収集、保管及び展示並びにその調査研究及び普及活動を行うとともに、市民の生涯にわたる学習活動を支援することにより、市民の文化と教養の向上及び学術の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 博物館は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 大阪の歴史及び文化に関する実物、標本、模写、模型、文献、図書、図表、写真、フィルム等（以下「博物館資料」という。）を収集し、保管し、展示し、及び閲覧させること
- (2) 大阪の歴史及び文化に関する展覧会、講演会、講習会、研究会等を開催すること
- (3) 市民の生涯学習の機会を提供すること
- (4) 大阪の歴史及び文化に関する相談を受け、及び情報を提供すること
- (5) 博物館資料を貸し出すこと
- (6) 博物館資料及び遺跡に関する調査研究を行うこと
- (7) 他の博物館、学校、学会その他の国内外の関係機関と連携し、及び協力すること

(8) その他教育委員会が必要と認める事業

(資料の寄贈又は寄託)

第4条 博物館は、博物館資料の寄贈又は寄託を受けることができる。

(休館日)

第5条 博物館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後最初に到来する休日以外の日）

(2) 12月28日から翌年1月4日まで

2 前項の規定にかかわらず、第15条の規定により博物館の管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）は、博物館の設備の補修、点検若しくは整備、天災その他やむを得ない事由があるとき又は博物館の効用を発揮するため必要があるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、同項の規定による休館日を変更し、又は臨時の休館日を定めることができる。

3 教育委員会は、前項の承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った内容を公告しなければならない。

(供用時間)

第6条 博物館の供用時間は、午前9時30分から午後5時までとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、博物館の供用時間について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第6条第1項」と、「休館日を変更し、又は臨時の休館日を定める」とあるのは「供用時間を変更する」と、同条第3項中「前項」とあるのは「第6条第2項の規定により読み替えられた第5条第2項」と読み替えるものとする。

(使用の許可)

第7条 別表第1に掲げる博物館の施設（以下「施設」という。）を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

(使用許可の制限)

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、施設の使用を許可してはならない。

(1) 公安又は風俗を害するおそれがあるとき

(2) 建物、設備又は展示品等を損傷するおそれがあるとき

(3) 管理上支障があるとき

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき

(5) その他不相当と認めるとき

(使用許可の取消し等)

第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、施設の使用の許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退館を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により第7条の許可（以下「使用許可」という。）を受けたとき

(2) 前条各号に定める事由が発生したとき

(3) この条例に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき

(意見の聴取)

第10条 指定管理者は、必要があると認めるときは、第8条第4号に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聴くよう教育委員会に求めるものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による求めがあったときは、第8条第4号に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聴くことができる。

(入館の制限)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を断り、又は退館させることができる。

(1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をするおそれがある者

(2) 建物、設備又は展示品を損傷するおそれがある者

(3) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる物品又は動物を携行する者

(4) 管理上必要な指示に従わない者

(5) その他管理上支障があると認める者

(特別研究の許可)

第12条 博物館資料について特別の研究をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

(貸出しの許可)

第13条 博物館資料の貸出しを受けようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用料金)

第14条 教育委員会は、指定管理者に利用料金（博物館の観覧に係る料金（以下「観覧料」という。）、博物館資料の貸出しに係る料金（以下「貸出料」という。）並びに施設及びその附属設備の使用に係る料金（以下「施設使用料」という。）をいう。以下同じ。）を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 博物館を観覧し、博物館資料の貸出し（他の博物館、学校、学会その他の国内外の関係機関との連携及び協力に係るものを除く。）を受け、又は施設及びその附属設備を使用しようとする

る者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第17条第1項に定める小学校就学の始期に達しない者、小学校（これに準ずるものを含む。）の児童及び中学校（これに準ずるものを含む。）の生徒に係る観覧料については、この限りでない。

3 利用料金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定める。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 観覧料 1人1回につき別表第2に掲げる金額

(2) 貸出料 その都度教育委員会が定める額

(3) 施設使用料 別表第1に掲げる金額（施設の附属設備については、教育委員会規則で定める種別に応じて教育委員会規則で定める金額）

4 日曜日、土曜日及び休日における施設の使用に係る施設使用料の額は、前項の規定による金額の2割増しの範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定める。当該施設使用料の額を変更しようとするときも、同様とする。

5 施設の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が入場料その他これに類する料金を徴収する場合における施設の使用に係る施設使用料の額は、前2項の規定による金額の5割増しの範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定める。当該施設使用料の額を変更しようとするときも、同様とする。

6 教育委員会は、前3項の承認（貸出料の額に係るものを除く。）を行ったときは、速やかに当該承認を行った利用料金の額を公告するものとする。

7 指定管理者は、教育委員会が公益上の必要その他特別の事由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

8 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、既納の利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(1) 災害その他使用者の責めに帰すことのできない特別の事由により施設を使用することができなくなったとき

(2) 使用者が施設の使用を開始する前に使用許可の取消しを申し出た場合において、指定管理者がその理由を相当と認めて当該使用許可を取り消したとき

(3) その他教育委員会が特別の事由があると認めるとき

(管理の代行)

第15条 博物館の管理については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体（以下「法人等」という。）であつて教育委員会が指定するものに行わせる。

(指定の申請)

第16条 教育委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、博物館の管理を行おうとする法人等を指名し、当該法人等に対し、その旨を通知しなければならない。

2 前項の規定による通知を受けた法人等は、教育委員会規則で定めるところにより、博物館の管理に関する事業計画書その他教育委員会規則で定める書類を添付した指定管理者指定申請書を教育委員会に提出しなければならない。

(欠格条項)

第17条 次の各号のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができない。

- (1) 破産者が復権を得ないもの
- (2) 法第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しないもの
- (3) その役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
 - ア 第1号に該当する者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

(指定管理予定者の選定)

第18条 教育委員会は、第16条第2項の規定による申請の内容が次に掲げる基準に適合すると認めるときでなければ、当該申請をした法人等を指定管理者の指定を受けるべきもの（以下「指定管理予定者」という。）として選定してはならない。

- (1) 住民の平等な利用が確保されること
- (2) 第2条の目的に照らし博物館の効用を十分に発揮するとともに、博物館の管理経費の縮減が図られるものであること
- (3) 博物館の管理の業務を安定的に行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、博物館の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと

(指定管理者の指定等の公告)

第19条 教育委員会は、指定管理予定者を指定管理者に指定したときは、その旨を公告しなければならない。法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は博物館の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(業務の範囲)

第20条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第3条各号に掲げる博物館の事業の実施に関する事
- (2) 建物及び設備の維持保全に関する事
- (3) その他博物館の管理に関する事

(施行の細目)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、市長が定める。

(大阪市立博物館条例の廃止)

2 大阪市立博物館条例(昭和35年大阪市条例第35号)は、廃止する。

別表第1 (第7条、第14条関係)

区分	施設使用料
講 堂	1室1日につき 36,000円
第1研修室	1室1日につき 15,200円
第2研修室	1室1日につき 8,200円
第1会議室	1室1日につき 7,500円
第2会議室	1室1日につき 7,000円
第3会議室	1室1日につき 7,300円
特別展示室	1室1日につき 96,800円

別表第2 (第14条関係)

区分		観覧料	団体(20人以上)観覧料
常設展示室	高等学校、高等専門学校、大学及びこれらに準ずる教育施設に在学する者	400円	360円
	その他の者	600円	540円

特別展示室	高等学校、高等専門学校、大学及びこれらに準ずる教育施設に在学する者	1,600円	1,440円
	その他の者	2,400円	2,160円

大阪市立自然史博物館条例

(設 置)

第1条 大阪市立自然史博物館（以下「博物館」という。）を大阪市東住吉区長居公園に設置する。

(目 的)

第2条 博物館は、自然史に関する資料の収集、保管及び展示並びにその調査研究及び普及活動を行うとともに、市民の生涯にわたる学習活動を支援することにより、市民の文化と教養の向上及び学術の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 博物館は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 自然史に関する実物、標本、模型、文献、図書、図表、写真、フィルム等（以下「博物館資料」という。）を収集し、保管し、展示し、及び閲覧させること
- (2) 自然史に関する調査研究及び博物館資料の保管、展示等に関する技術的研究を行うこと
- (3) 自然史に関する展覧会、講習会、実習会、研究集会等を開催すること
- (4) 博物館資料に関する同定及び指導を行うこと
- (5) 市民の生涯学習の機会を提供すること
- (6) 博物館資料を貸し出し、及び交換すること
- (7) 他の博物館、学校、学会その他の国内外の関係機関と連携し、及び協力すること
- (8) その他教育委員会が必要と認める事業

(博物館資料の寄贈又は寄託)

第4条 博物館は、博物館資料の寄贈又は寄託を受けることができる。

(休館日)

第5条 博物館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後最初に到来する休日以外の日）
- (2) 12月28日から翌年1月4日まで

2 前項の規定にかかわらず、第15条の規定により博物館の管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）は、博物館の設備の補修、点検若しくは整備、天災その他やむを得ない事由があるとき又は博物館の効用を発揮するため必要があるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、同項の規定による休館日を変更し、又は臨時の休館日を定めることができる。

3 教育委員会は、前項の承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った内容を公告しなければならない。

（供用時間）

第6条 博物館の供用時間は、午前9時30分から午後5時までとする。ただし、11月1日から翌年2月末日までの期間については、午前9時30分から午後4時30分までとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、博物館の供用時間について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第6条第1項」と、「休館日を変更し、又は臨時の休館日を定める」とあるのは「供用時間を変更する」と、同条第3項中「前項」とあるのは「第6条第2項の規定により読み替えられた第5条第2項」と読み替えるものとする。

（使用の許可）

第7条 別表第1に掲げる博物館の施設（以下「施設」という。）を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

（使用許可の制限）

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、施設の使用を許可してはならない。

- (1) 公安又は風俗を害するおそれがあるとき
- (2) 建物、設備又は展示品等を損傷するおそれがあるとき
- (3) 管理上支障があるとき
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき
- (5) その他不相当と認めるとき

（使用許可の取消し等）

第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、施設の使用の許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により第7条の許可（以下「使用許可」という。）を受けたとき
- (2) 前条各号に定める事由が発生したとき
- (3) この条例に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき

(意見の聴取)

第10条 指定管理者は、必要があると認めるときは、第8条第4号に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聴くよう教育委員会に求めるものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による求めがあったときは、第8条第4号に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聴くことができる。

(特別研究の許可)

第11条 博物館資料について、特別の研究をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

(貸出しの許可)

第12条 博物館資料の貸出しを受けようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

(入館の制限)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を断り、又は退館させることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をするおそれがある者
- (2) 建物、設備又は展示品を損傷するおそれがある者
- (3) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる物品又は動物を携行する者
- (4) 管理上必要な指示に従わない者
- (5) その他管理上支障があると認める者

(利用料金)

第14条 教育委員会は、指定管理者に利用料金（博物館の観覧に係る料金（以下「観覧料」という。）、博物館資料の貸出しに係る料金（以下「貸出料」という。）並びに施設及びその附属設備の使用に係る料金（以下「施設使用料」という。）をいう。以下同じ。）を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 博物館を観覧し、博物館資料の貸出し（他の博物館、学校、学会その他の国内外の関係機関との連携及び協力に係るものを除く。）を受け、又は施設及びその附属設備を使用しようとする者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第17条第1項に定める小学校就学の始期に達しない者、小学校（これに準ずるものを含む。）の児童及び中学校（これに準ずるものを含む。）の生徒に係る観覧料については、この限りでない。

3 利用料金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定める。利用料金の額を変更しようとする

きも、同様とする。

- (1) 観覧料（特別の展示に係るものを除く。） 1人1回につき別表第2に掲げる金額
- (2) 特別の展示に係る観覧料 特別の展示ごとに教育委員会が定める額
- (3) 貸出料 その都度教育委員会が定める額
- (4) 施設使用料 別表第1に掲げる金額（施設の附属設備については、教育委員会規則で定める種別に応じて教育委員会規則で定める額）

4 教育委員会は、前項の承認（貸出料の額に係るものを除く。）を行ったときは、速やかに当該承認を行った利用料金の額を公告するものとする。

5 指定管理者は、教育委員会規則で定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

6 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、既納の利用料金の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 災害その他施設の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）の責めに帰すことのできない特別の事由により施設を使用することができなくなったとき
- (2) 使用者が施設の使用を開始する前に使用許可の取消しを申し出た場合において、指定管理者がその理由を相当と認めて当該使用許可を取り消したとき
- (3) その他教育委員会が特別の事由があると認めるとき

（管理の代行）

第15条 博物館の管理については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体（以下「法人等」という。）であつて教育委員会が指定するものに行わせる。

（指定の申請）

第16条 教育委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、博物館の管理を行おうとする法人等を指名し、当該法人等に対し、その旨を通知しなければならない。

2 前項の規定による通知を受けた法人等は、教育委員会規則で定めるところにより、博物館の管理に関する事業計画書その他教育委員会規則で定める書類を添付した指定管理者指定申請書を教育委員会に提出しなければならない。

（欠格条項）

第17条 次の各号のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができない。

- (1) 破産者で復権を得ないもの
- (2) 法第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、そ

の取消しの日から2年を経過しないもの

(3) その役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうち、次のいずれかに該当する者があるもの

ア 第1号に該当する者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

（指定管理予定者の選定）

第18条 教育委員会は、第16条第2項の規定による申請の内容が次に掲げる基準に適合すると認めるときでなければ、当該申請をした法人等を指定管理者の指定を受けるべきもの（以下「指定管理予定者」という。）として選定してはならない。

(1) 住民の平等な利用が確保されること

(2) 第2条の目的に照らし博物館の効用を十分に発揮するとともに、博物館の管理経費の縮減が図られるものであること

(3) 博物館の管理の業務を安定的に行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること

(4) 前3号に掲げるもののほか、博物館の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと

（指定管理者の指定等の公告）

第19条 教育委員会は、指定管理予定者を指定管理者に指定したときは、その旨を公告しなければならない。法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は博物館の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

（業務の範囲）

第20条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 第3条の各号に掲げる博物館の事業の実施に関すること

(2) 建物及び設備の維持保全に関すること

(3) その他博物館の管理に関すること

（施行の細目）

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

別表第1（第7条、第14条関係）

区分	施設使用料
特別展示室	1室1日につき 32,000円
講堂	1室1日につき 17,000円

別表第2（第14条関係）

区分	観覧料
高等学校、高等専門学校、大学及びこれらに準ずる教育施設に在学する者	200円
その他の者	300円

大阪市立科学館条例

（設置）

第1条 大阪市立科学館（以下「科学館」という。）を大阪市北区中之島4丁目に設置する。

（目的）

第2条 科学館は、科学及び科学技術に関する資料の収集、保管及び展示並びにその調査研究及び普及活動を行うとともに、市民の生涯にわたる学習活動を支援することにより、市民の文化と教養の向上及び学術の発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第3条 科学館は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 科学及び科学技術に関する機器、装置、図書、文献、図表、写真、フィルム等（以下「科学館資料」という。）を収集し、保管し、展示し、及び閲覧させること
- (2) プラネタリウムその他の映写装置による天体運行等の映写並びに望遠鏡等による天文の観測、研究及びこれらに関する指導を行うこと
- (3) 科学館資料に関する調査研究を行うこと
- (4) 科学及び科学技術に関する講演会、講習会、研究会等を開催すること
- (5) 市民の生涯学習の機会を提供すること
- (6) 科学館資料を貸し出すこと
- (7) 他の博物館、学校、学会その他の国内外の関係機関と連携し、及び協力すること
- (8) その他教育委員会が必要と認める事業

（科学館資料の寄贈又は寄託）

第4条 科学館は、科学館資料の寄贈又は寄託を受けることができる。

(休館日)

第5条 科学館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後最初に到来する休日以外の日）

(2) 12月28日から翌年1月4日まで

2 前項の規定にかかわらず、第12条の規定により科学館の管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）は、科学館の設備の補修、点検若しくは整備、天災その他やむを得ない事由があるとき又は科学館の効用を発揮するため必要があるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、同項の規定による休館日を変更し、又は臨時の休館日を定めることができる。

3 教育委員会は、前項の承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った内容を公告しなければならない。

(供用時間)

第6条 科学館の供用時間は、午前9時30分から午後5時までとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、科学館の供用時間について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第6条第1項」と、「休館日を変更し、又は臨時の休館日を定める」とあるのは「供用時間を変更する」と、同条第3項中「前項」とあるのは「第6条第2項の規定により読み替えられた第5条第2項」と読み替えるものとする。

(特別研究の許可)

第7条 科学館資料について、特別の研究をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

(貸出しの許可)

第8条 科学館資料の貸出しを受けようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

(入館の制限)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を断り、又は退館させることができる。

(1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をするおそれがある者

(2) 建物、設備又は展示品を損傷するおそれがある者

(3) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる物品又は動物を携行する者

(4) 管理上必要な指示に従わない者

(5) その他管理上支障があると認める者

(施設の使用許可及び使用料)

第10条 科学館のプラネタリウムその他の映写装置を設置する施設を使用しようとする者は、教

育委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた者は、1日につき30,000円の使用料を納付しなければならない。

(利用料金)

第11条 教育委員会は、指定管理者に利用料金（科学館の観覧に係る料金（以下「観覧料」という。）及び科学館資料の貸出しに係る料金（以下「貸出料」という。）をいう。以下同じ。）を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 科学館を観覧し、又は科学館資料の貸出し（他の博物館、学校、学会その他の国内外の関係機関との連携及び協力に係るものを除く。）を受けようとする者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第17条第1項に定める小学校就学の始期に達しない者、小学校（これに準ずるものを含む。）の児童及び中学校（これに準ずるものを含む。）の生徒に係る観覧料については、この限りでない。

3 利用料金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定める。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 観覧料（特別の展示に係るものを除く。） 1人1回につき別表に掲げる金額

(2) 特別の展示に係る観覧料 特別の展示ごとに教育委員会が定める額

(3) 貸出料 その都度教育委員会が定める額

4 教育委員会は、前項の承認（貸出料の額に係るものを除く。）を行ったときは、速やかに当該承認を行った利用料金の額を公告するものとする。

5 指定管理者は、教育委員会が公益上の必要その他特別の事由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

6 指定管理者は、教育委員会が特別の事由があると認めるときは、既納の利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(管理の代行)

第12条 科学館の管理については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体（以下「法人等」という。）であつて教育委員会が指定するものに行わせる。

(指定の申請)

第13条 教育委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、科学館の管理を行おうとする法人等を指名し、当該法人等に対し、その旨を通知しなければならない。

2 前項の規定による通知を受けた法人等は、教育委員会規則で定めるところにより、科学館の

管理に関する事業計画書その他教育委員会規則で定める書類を添付した指定管理者指定申請書を教育委員会に提出しなければならない。

(欠格条項)

第14条 次の各号のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができない。

- (1) 破産者で復権を得ないもの
- (2) 法第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しないもの
- (3) その役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
 - ア 第1号に該当する者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

(指定管理予定者の選定)

第15条 教育委員会は、第13条第2項の規定による申請の内容が次に掲げる基準に適合すると認めるときでなければ、当該申請をした法人等を指定管理者の指定を受けるべきもの（以下「指定管理予定者」という。）として選定してはならない。

- (1) 住民の平等な利用が確保されること
- (2) 第2条の目的に照らし科学館の効用を十分に発揮するとともに、科学館の管理経費の縮減が図られるものであること
- (3) 科学館の管理の業務を安定的に行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、科学館の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと

(指定管理者の指定等の公告)

第16条 教育委員会は、指定管理予定者を指定管理者に指定したときは、その旨を公告しなければならない。法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は科学館の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(業務の範囲)

第17条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第3条各号に掲げる科学館の事業（プラネタリウムその他の映写装置による天体運行等の映写を行うことを除く。）の実施に関すること
- (2) 建物及び設備の維持保全に関すること

(3) その他科学館の管理に関すること

(施行の細目)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、市長が定める。

(大阪市立電気科学館条例の廃止)

2 大阪市立電気科学館条例(昭和24年大阪市条例第33号)は、廃止する。

別表 (第11条関係)

区分	観覧料	団体(30人以上)観覧料
高等学校、高等専門学校、大学及びこれらに準ずる教育施設に在学する者	300円	240円
その他の者	400円	320円

東洋陶磁美術振興基金条例

(設 置)

第1条 大阪市立東洋陶磁美術館における美術館資料の充実その他東洋陶磁美術の振興を図る資金に充てるため、東洋陶磁美術振興基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金に属する財産)

第2条 基金に属する財産は、寄附金及び寄附財産に係る一般会計からの繰入金をもって充てる。

(有価証券による運用)

第3条 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、基金に繰り入れるものとする。

(施行の細目)

第5条 基金の管理その他この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

公の施設の廃止及び独占的利用に関する条例（抄）

第2条 次に掲げる公の施設について、10年を超える期間にわたる独占的な利用をさせようとするときは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第11号の規定により、市議会の議決を経なければならない。

(1) - (5) 省 略

(6) 美術館

(7) 大阪歴史博物館

(8) 省 略

(6)

(9) 科学館

(10) - (11) 省 略

(7) (8)